

日証協（自）21第58号
平成21年8月24日

内部管理統括責任者 殿

日本証券業協会
常務執行役 平田 公一

「金融商品仲介業者に関する規則」に規定する協会の外務員との並存の禁止について

- 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 -

標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、会員から照会のあった下記 の照会事項について、下記 のとおり回答いたしましたので、御通知いたします。

記

・照会事項

「金融商品仲介業者に関する規則」(以下「仲介業規則」という。)第5条は、当社を所属証券会社とする一の金融商品仲介業者の事業所等において、金融商品仲介業者の外務員と金融商品取引業者(当社)の外務員が並存し、外務行為を行うことを禁止するための規則であると解しているが、当該金融商品仲介業者の役職員であった者を当社において、出向により受け入れる場合において、常時、当社の就業規則及び当社の指揮命令系統の下で業務に従事し、当該金融商品仲介業者の就業規則及び当該金融商品仲介業者の指揮命令系統の下で業務に従事しないこと、また、当該金融商品仲介業者の事務所等において、当社の外務行為その他一切の業務も行わない(雇用契約書に規定する等により実質的に担保する。)のであれば、仲介業規則第5条第3項の趣旨に反するものではないと解してよいか。

【照会事項に対する当社の考え方及び照会理由】

仲介業規則第5条は、有価証券及び金銭を取り扱えない金融商品仲介業務に従事する者と、取り扱うことができる金融商品取引業務に従事する者が、一の金融商品仲介の事業所等において、並存することを禁止し、外務員による横領等の不正行為が発生した際の責任の明確化等を意図した規定であると認識している。例えば、金融商品取引業者が税理士法人に所属する税理士と歩合契約を締結して自社の契約型外務員として金融商品取引業務に従事させながら、当該税理士法人が金融商品仲介業者として登録することを考えた場合等を想定して制定されたと認識している。

しかしながら、金融商品仲介業者が当社の親会社で数千人規模の大企業である場合に、金融商品取引業務に関する専門的知識を有した役職員をグループとして機動的に有効活用したいケースもあり、金融商品仲介業務に従事する者が限定され、当該金融商品仲介業に従事し

ない役職員が所属協会員に出向し、金融商品取引業務に従事する場合も想定される。

この場合、当該出向者が、常時、当社の就業規則及び当社の指揮命令系統の下で業務に従事し、当該金融商品仲介業者の就業規則及び当該金融商品仲介業者の指揮命令系統の下で業務に従事しないこと、また、当該金融商品仲介業者の事務所等において、当社の外務行為その他一切の業務も行わないのであれば、当該所属協会員の外務員として登録を行っても、金融商品仲介業務に従事する者と金融商品取引業務に従事する者が当該金融仲介業者の事業所等において、並存することは実質的にないと考えられる。

さらに、当該出向者が、常時、当社の就業規則及び当社の指揮命令系統の下で業務に従事し、当該金融商品仲介業者の就業規則及び当該金融商品仲介業者の指揮命令系統の下で業務に従事しないこと、また、当該金融商品仲介業者の事務所等において、当社の外務行為その他一切の業務も行わないこと、を雇用契約書に規定する等して実質的に担保することで、仲介業規則第5条第3項の趣旨に反するものではないと解することができると考えられる。

・照会事項に対する回答

貴見のとおり取り扱われて差し支えない。

以 上

本通知に関するお問合せ先：自主規制企画部（TEL 03 - 3667 - 8470）